兵庫県公報

平成19年３月16日　　第２号外

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
５丁目10番１号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日

（兵庫県民の旗＝県旗）

目　　次

人事委員会規則　　ページ
○職員の給与に関する規則等の一部を改正する規則 …… 1

人事委員会告示
○職員の給与に関する実施規程等の一部を改正する規程 ……32

公布された法令のあらまし

◉職員の給与に関する規則等の一部を改正する規則（人事委員会規則第１号）

職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例等の制定に伴い、人事委員会規則で定めることとされている事項について、所要の改正を行うこととした。

人事委員会規則

職員の給与に関する規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年3月16日

兵庫県人事委員会
委員長　下　野　昌　宏

兵庫県人事委員会規則第1号

職員の給与に関する規則等の一部を改正する規則

（職員の給与に関する規則の一部改正）

第１条　職員の給与に関する規則（昭和35年兵庫県人事委員会規則第12号）の一部を次のように改正する。

第２条第６号中「第28条の５第１項又は第28条の６第１項若しくは第２項」を「第28条の５第１項若しくは第28条の６第１項若しくは第２項の規定により採用された職員（以下「再任用職員」という。）」に改める。

第３条の次に次の４条を加える。

（１年を超えて勤務しないときに給料の半額を減ずることとなる場合）

第３条の２　条例第６条の２第１項の人事委員会規則で定める場合は、同項に規定する病気休暇が結核性疾患による場合（兵庫県立大学以外の兵庫県立学校の事務職員の病気休暇が結核性疾患による場合を除く。）とする。

（半減前の給料の額が算定の基礎となる手当）

第３条の３　条例第６条の２第１項の人事委員会規則で定める手当は、農林漁業普及指導手当、特地勤務手当（これに準ずる手当を含む。）又はへき地手当（これに準ずる手当を含む。）とする。

（病気休暇の期間を通算する場合）

第３条の４　病気休暇の期間は、次の各号に掲げる負傷又は疾病の区分を同じくする負傷又は疾病による病気休暇の期間について、これを通算する。ただし、病気休暇のため勤務しなかつた職員が勤務するに至つた日から起算して１年以上引き続き通常勤務したと任命権者が認めた後再び病気休暇のため勤務しなかつた場合の先の病気休暇の期間その他任命権者が別に定めるものについては、この限りでない。

(1)　結核性疾患

(2)　精神障害

(3) 前2号以外の負傷又は疾病（次号において「一般疾病」という。）のうち外傷（災害、事故等の外因性による疾病を含む。）（次号において「外傷」という。）

(4) 一般疾病のうち外傷以外の負傷又は疾病

（給料の日割計算）

第3条の5　月の中途において給料の半額が減ぜられることとなつた場合等月の一部の日につき給料の半額が減ぜられる場合における給料は、当該月の現日数から週休日の日数を差し引いた日数を基礎とした日割りによつて計算する。

第19条第1号中「別表」を「別表第1」に、「支給割合」を「区分」に、「第3条ただし書」を「第2条第2項ただし書」に、「100分の18以上」を「4種以上の区分」に改め、同条第2号から第5号までの規定中「別表」を「別表第1」に、「支給割合」を「区分」に、「100分の18以上」を「4種以上の区分」に改める。

第19条の2第2項第1号中「2号給」を「2号給以下」に改める。

第22条の2第4項中「当該各号に定める場合」を「当該各号に定める割合」に改める。

第26条第2号中「地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）別表」を「地方公務員災害補償法施行規則（昭和42年自治省令第27号）別表第3」に改める。

第27条第2項中「第8条」を「第10条第1項」に改める。

第36条第2項第5号中「（条例第17条の3の規定による管理職手当の支給を受ける職員の行うものにあつては、12,000円）」を削る。

第36条の2第1項各号列記以外の部分中「別表」を「別表第1」に、「支給割合」を「区分」に、「第3条ただし書」を「第2条第2項ただし書」に改め、同項第1号中「100分の25」を「1種」に改め、同項第2号中「100分の23」を「2種」に改め、同項第3号中「100分の20」を「3種」に改め、同項第4号中「100分の18」を「4種」に改め、同項第5号中「100分の15」を「5種」に改め、同項第6号中「100分の12」を「6種」に改め、同項第7号中「100分の10」を「7種」に改める。

第37条第2項各号列記以外の部分中「別表」を「別表第1」に、「支給割合」を「区分」に、「第3条ただし書」を「第2条第2項ただし書」に、「100分の20以上」を「3種以上の区分」に改め、同条第22項各号列記以外の部分中「地方公務員法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員（次項において「再任用職員」という。）」を「再任用職員」に改め、同条第25項中「支給割合」を「区分」に、「100分の20以上」を「3種以上の区分」に改める。

別表第10　1の款6の項第7号中「盲学校若しくは聾学校」を「特別支援学校」に改め、2の款1の項第7号中「臨床検査技師養成所（」の右に「平成17年法律第39号による改正前の臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律による臨床検査技師学校又は臨床検査技師養成所を含むものとし、」を加え、同項第14号中「第14条」を「第7条」に、「研究部門」を「研究課程」に改め、同項第15号中「鯉淵学園」を「旧鯉淵学園」に改め、同款2の項第3号中「、盲学校、聾学校又は養護学校」を「又は特別支援学校」に改め、同項第22号中「養成部門」を「養成課程」に改め、3の款1の項第1号中「、盲学校、聾学校又は養護学校」を「又は特別支援学校」に改め、同款2の項第1号中「盲学校、聾学校若しくは養護学校」を「特別支援学校」に改め、4の款中学卒の項第1号中「盲学校、聾学校若しくは養護学校」を「特別支援学校」に改め、備考3中「第56条」を「第56条第1項（平成13年法律第105号による改正前の学校教育法第56条を含む。）」に改める。

別表第23　1の項中「別表」を「別表第1」に、「支給割合」を「区分」に、「100分の25」を「1種」に改め、同表2の項中「別表」を「別表第1」に、「支給割合」を「区分」に、「100分の23」を「2種」に改め、同表3の項各号列記以外の部分中「別表」を「別表第1」に、「支給割合」を「区分」に、「100分の20」を「3種」に改める。

（公立学校教育職員等の給与に関する規則の一部改正）

第2条　公立学校教育職員等の給与に関する規則（昭和35年兵庫県人事委員会規則第13号）の一部を次のように改正する。

第3条の次に次の3条を加える。

（半減前の給料の額が算定の基礎となる手当）

第3条の2　条例第5条の2第1項の人事委員会規則で定める手当は、へき地手当（これに準ずる手当を含む。）、定時制通信教育手当又は産業教育手当とする。

（病気休暇の期間を通算する場合）

第３条の３　病気休暇の期間は、次の各号に掲げる負傷又は疾病の区分を同じくする負傷又は疾病による病気休暇の期間について、これを通算する。ただし、病気休暇のため勤務しなかつた職員が勤務するに至つた日から起算して１年以上引き続き通常勤務したと任命権者が認めた後再び病気休暇のため勤務しなかつた場合の先の病気休暇の期間その他任命権者が別に定めるものについては、この限りでない。

(1)　結核性疾患

(2)　精神障害

(3)　前２号以外の負傷又は疾病（次号において「一般疾病」という。）のうち外傷（災害、事故等の外因性による疾病を含む。）（次号において「外傷」という。）

(4)　一般疾病のうち外傷以外の負傷又は疾病

（給料の日割計算）

第３条の４　月の中途において給料の半額が減ぜられることとなつた場合等月の一部の日につき給料の半額が減ぜられる場合における給料は、当該月の現日数から週休日の日数を差し引いた日数を基礎とした日割りによつて計算する。

第４条第１項第１号中「助教授」を「准教授」に改め、「講師」の右に「、助教」を加え、同項第２号ウ中「盲学校、聾学校又は養護学校」を「特別支援学校」に改め、「養護教諭」の右に「、栄養教諭」を加え、同項第３号イ中「盲学校、聾学校又は養護学校」を「特別支援学校」に改め、「養護教諭」の右に「、栄養教諭」を加え、同号ウ中「盲学校又は養護学校」を「特別支援学校」に改め、「養護教諭」の右に「、栄養教諭」を加え、同号エ中「養護教諭」の右に「、栄養教諭」を加える。

第７条第１号イ及びウ中「３級及び４級」を「４級及び５級」に改める。

第９条第２項中「第８条」を「第７条」に改める。

第11条第１項中「場合においては、あらかじめ」を「場合においてはあらかじめ」に改める。

第13条第３項中「３級又は４級」を「４級又は５級」に改める。

第18条第１号中「支給割合」を「区分」に、「100分の20」を「３種」に改め、同条第２号及び第３号中「４級」を「５級」に改める。

第18条の２第２項第１号中「２号給」を「２号給以下」に改め、同条第３項中「前項の規定に該当する」を「前項各号に掲げる」に改める。

第19条の４第１項第１号中「助教授」を「准教授」に、「助手」を「助教若しくは助手」に改め、同項第２号中「盲学校、聾学校又は養護学校」を「特別支援学校」に改め、同項第３号中「特殊学級」を「特別支援学級」に改め、同条第２項第１号及び第２号中「助教授」を「准教授」に改める。

第21条の２第１項中「別表第17」を「別表第16」に、「別表第17の２」を「別表第16の２」に改め、同条第２項中「別表第17及び別表第17の２」を「別表第16及び別表第16の２」に改める。

第25条第２号中「地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）別表」を「地方公務員災害補償法施行規則（昭和42年自治省令第27号）別表第３」に改める。

第26条第２項中「第８条」を「第10条第１項」に改める。

第33条第１項中「及び割合」を削り、「支給区分に応じ、同表の右欄に掲げる支給割合とする。」を「職を占める職員とし、当該職に係る管理職手当の区分は、同表の職欄の区分に応じ、同表の区分欄に定める区分とする。」に改め、同項の表支給区分の欄中「支給区分」を「職」に改め、同表支給割合の欄中「支給割合」を「区分」に改め、同欄中「100分の20」を「３種」に、「100分の16」を「４種」に、「100分の12」を「６種」に、「100分の10」を「７種」に改め、同条第２項各号列記以外の部分中「の規定による人事委員会規則で定める割合は、次に掲げる割合とする。」を「に規定する職に係る管理職手当の区分は、次の各号に掲げる職の区分に応じ、当該各号に定める区分とする。」に改め、同項第１号中「100分の15」を「５種」に、「100分の12」を「６種」に改め、同項第２号及び第３号中「100分の12」を「６種」に改め、同条第３項を次のように改める。

３　前２項に掲げる職を占める職員に支給する管理職手当の額は、当該職員に適用される給料表の別並びに当該職員の属する職務の級及び当該職に係る同項の規定による区分並びに次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1)　再任用職員以外のもの　別表第16の３の管理職手当欄に定める額

(2)　再任用職員　別表第16の４の管理職手当欄に定める額（短時間勤務職員にあつては、その額に勤務時間条例第３条第２項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第１項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とし、その額に１円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）

第42条の２各号列記以外の部分中「支給割合」を「区分」に、「割合」を「区分」に改め、同条第１号中「100分の20」を「３種」に改め、同条第２号中「100分の16」を「４種」に改め、同条第３号中「100分の15」を「５種」に改め、同条第４号中「100分の12」を「６種」に改める。

第43条第２項中「支給割合」を「区分」に、「100分の20」を「３種」に改め、同条第20項中「別表第24」を「別表第20」に改め、同条第22項第１号中「第25条」を「第28条」に改め、同条第29項中「支給割合」を「区分」に、「100分の20以上」を「３種以上の区分」に改める。

別表第１大学等の助手の項中「助手」を「助教及び助手」に改める。

別表第２教諭、養護教諭及び講師（任用の期限を附さない講師に限る。）の項中「養護教諭」の右に「、栄養教諭」を加える。

別表第３教諭、養護教諭及び講師（任用の期限を附さない講師に限る。）の項中「養護教諭」の右に「、栄養教諭」を加える。

別表第４助教授の項中「助教授」を「准教授」に改め、同表助手の項中「助手」を「助教及び助手」に改め、備考１中「助手と同等」を「助教又は助手と同等」に、「同欄の「助手」」を「同欄の「助教及び助手」」に改める。

別表第５教諭、養護教諭及び講師（任用の期限を附さない講師に限る。）の項中「養護教諭」の右に「、栄養教諭」を加え、

同表中

２　級
0
0
0
0
0
0
別に定める
別に定める
別に定める

を

２　級	３　級
0	10
0	13
0	10
0	13
0	10
0	13
別に定める	
別に定める	
別に定める	

に改める。

別表第５備考１第１号イ中「盲学校、聾（ろう）学校若しくは養護学校」を「特別支援学校」に改める。

別表第６教諭、養護教諭及び講師（任用の期限を附さない講師に限る。）の項中「養護教諭」の右に「、栄養教諭」を加え、

同表中

２　級
0
0
0
0
0
0

を

２　級	３　級
0	10
0	13
0	10
0	13
0	10
0	13

に改める。

別に定める	別に定める
別に定める	別に定める
別に定める	別に定める

」　」

別表第７　１の款６の項第７号中「盲学校若しくは聾学校」を「特別支援学校」に改め、２の款１の項第７号中「臨床検査技師養成所（」の右に「平成17年法律第39号による改正前の臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律による臨床検査技師学校又は臨床検査技師養成所を含むものとし、」を加え、同項第14号中「第14条」を「第７条」に、「研究部門」を「研究課程」に改め、同項第15号中「鯉淵学園」を「旧鯉淵学園」に改め、同款２の項第３号中「、盲学校、聾学校又は養護学校」を「又は特別支援学校」に改め、同項第22号中「養成部門」を「養成課程」に改め、３の款１の項第１号中「、盲学校、聾学校又は養護学校」を「又は特別支援学校」に改め、同款２の項「盲学校、聾学校若しくは養護学校」を「特別支援学校」に改め、４の款中学卒の項第１号中「盲学校、聾学校若しくは養護学校」を「特別支援学校」に改める。

別表第10　１級の項中「助手」を「助教又は助手」に改め、３級の項中「助教授」を「准教授」に改める。

別表第11　１級の項第２号中「盲学校、聾学校又は養護学校（以下「特殊学校」という）」を「特別支援学校」に改め、２級の項中「特殊学校」を「特別支援学校」に改め、「養護教諭」の右に「、栄養教諭」を加え、４級の項中「特殊学校」を「特別支援学校」に改め、同項を５級の項とし、３級の項中「特殊学校」を「特別支援学校」に改め、同項を４級の項とし、２級の項の次に次のように加える。

３　級	高等学校、中等教育学校又は特別支援学校の主幹教諭の職務

別表第12　２級の項中「養護教諭」の右に「、栄養教諭」を加え、４級の項を５級の項とし、３級の項を４級の項とし、２級の項の次に次のように加える。

３　級	中等教育学校、中学校又は小学校の主幹教諭の職務

別表第14第19条の４第１項第２号の職員の款中４級の項を５級の項とし、３級の項を４級の項とし、２級の項の次に次のように加える。

３　級	29,400円。ただし、１号給26,450円、２号給 26,720円、３号給26,990円、４号給 27,260円、５号給27,530円、６号給 27,800円、７号給28,070円、８号給 28,340円、９号給28,600円、10号給 28,890円、11号給29,180円

別表第14第19条の４第１項第３号の職員の款中４級の項を５級の項とし、３級の項を４級の項とし、２級の項の次に次のように加える。

３　級	28,900円。ただし、１号給26,450円、２号給 26,720円、３号給26,990円、４号給 27,260円、５号給27,530円、６号給 27,800円、７号給28,070円、８号給 28,340円、９号給28,600円、10号給 28,890円

別表第15中「（第13条関係）」を「（第12条関係）」に改める。

別表第15の２を次のように改める。

別表第15の２（第12条関係）

高等学校教育職給料表昇格時号給対応表

昇格した日の前日に受けていた号給	昇格後の号給			
	２級	３級	４級	５級
1	1	1	1	1
2	1	1	1	1
3	1	1	1	1
4	1	1	1	1
5	1	1	1	1
6	1	1	1	1
7	1	1	1	1
8	1	1	1	1
9	1	1	1	1
10	2	1	1	1
11	3	1	1	1
12	4	1	1	1
13	5	1	1	1
14	6	1	1	1
15	7	1	1	1
16	8	1	1	1
17	9	1	1	1
18	10	1	1	1
19	11	1	1	1
20	12	1	1	1
21	13	1	1	1
22	14	1	1	1
23	15	1	1	1
24	16	1	2	1
25	17	1	3	1
26	18	1	4	1
27	19	1	5	1
28	20	1	6	1
29	21	1	7	1
30	22	1	8	1
31	23	1	9	1
32	24	1	10	1
33	25	1	11	1
34	26	1	12	1
35	27	1	13	1
36	28	1	14	1
37	29	1	15	1
38	30	1	16	1
39	31	1	17	1
40	32	1	18	1
41	33	1	19	1
42	34	1	20	2
43	35	1	22	3
44	36	2	23	4
45	37	3	24	5
46	38	4	25	6
47	39	5	26	7
48	40	6	26	8
49	41	7	27	9
50	42	8	28	10
51	43	9	29	11
52	44	10	30	12
53	45	11	31	13

54	45	12	32	14
55	46	13	33	15
56	46	14	34	16
57	47	15	35	17
58	47	16	36	18
59	48	17	37	19
60	48	18	38	20
61	49	19	39	21
62	49	20	40	22
63	50	21	41	23
64	50	22	42	24
65	51	23	43	25
66	51	24	44	26
67	52	25	45	27
68	52	26	46	28
69	53	27	48	29
70	54	28	49	30
71	55	29	50	31
72	56	30	50	32
73	57	31	51	33
74	57	32	51	34
75	58	33	52	35
76	58	34	52	36
77	59	35	53	37
78	59	36	54	37
79	60	37	55	38
80	60	38	55	38
81	61	39	56	39
82	61	40	56	39
83	61	41	57	40
84	62	42	58	40
85	62	43	59	41
86	62	44	59	42
87	63	45	60	43
88	63	46	61	44
89	63	47	61	45
90	64	48	62	46
91	64	49	62	47
92	64	50	63	48
93	65	51	63	49
94	65	52	63	
95	66	53	64	
96	66	54	64	
97	67	55	64	
98	67	56	64	
99	68	57	65	
100	68	58	65	
101	69	59	65	
102	69	60	66	
103	70	61	66	
104	70	62	66	
105	71	63	67	
106	71	64	67	
107	72	65	68	
108	72	66	68	
109	73	67	69	
110	73	68	69	
111	73	69	69	

112	73	69	70	
113	74	70	70	
114	74	70	70	
115	74	71	70	
116	74	72	70	
117	75	73	70	
118	75	74	70	
119	75	75	70	
120	75	76	70	
121	76	77	70	
122	76	77		
123	76	78		
124	76	78		
125	77	79		
126	77	80		
127	77	81		
128	77	82		
129	77	83		
130	77	83		
131	77	84		
132	78	84		
133	78	85		
134	78	86		
135	78	87		
136	78	87		
137	78	88		
138	78	88		
139	79	89		
140	79	89		
141	79	90		
142	79	90		
143	79	91		
144	79	91		
145	79	92		
146	80	92		
147	80	93		
148	80	94		
149	80	95		
150	80	96		
151	80	97		
152	80	98		
153	81	99		
154	81	100		
155	81	101		
156	81	102		
157	81	103		
158	81	104		
159	81	105		
160	81	106		
161	82	107		
162	82	107		
163	82	108		
164	82	108		
165	82	109		
166	82	110		
167	82	111		
168	82	112		
169	83	113		

備考　この表の昇格後の号給欄中「２級」等とあるのは、その者が昇格した職務の級を示す。

別表第15の３を次のように改める。

別表第15の３（第12条関係）

中学校・小学校教育職給料表昇格時号給対応表

昇格した日の前日に受けていた号給	昇格後の号給			
	２級	３級	４級	５級
1	1	1	1	1
2	1	1	1	1
3	1	1	1	1
4	1	1	1	1
5	1	1	1	1
6	1	1	1	1
7	1	1	1	1
8	1	1	2	1
9	1	1	3	1
10	2	1	4	1
11	3	1	5	1
12	4	1	6	1
13	5	1	7	1
14	6	1	8	1
15	7	1	9	1
16	8	1	10	1
17	9	1	11	1
18	10	1	12	1
19	11	1	13	1
20	12	1	14	1
21	13	1	15	1
22	14	1	16	1
23	15	1	17	1
24	16	1	18	1
25	17	1	19	1
26	18	1	20	1
27	19	1	21	1
28	20	1	22	1
29	21	1	23	1
30	22	1	24	1
31	23	1	25	1
32	24	1	26	1
33	25	1	27	1
34	26	1	28	1
35	27	1	29	1
36	28	1	30	1
37	29	1	31	1
38	30	1	32	1
39	31	1	33	1
40	32	1	34	1
41	33	1	35	1
42	34	1	36	1
43	35	1	37	1
44	36	2	39	1
45	37	3	40	1
46	38	4	41	1
47	39	5	41	1
48	40	6	42	1
49	41	7	43	1
50	41	8	44	1
51	42	9	45	1

52	42	10	46	1
53	43	11	47	1
54	43	12	48	1
55	44	13	49	1
56	44	14	50	1
57	45	15	51	1
58	46	16	52	2
59	47	17	53	3
60	48	18	54	4
61	49	19	55	5
62	49	20	56	6
63	50	21	57	7
64	50	22	58	8
65	51	23	59	9
66	51	24	60	10
67	52	25	61	11
68	52	26	62	12
69	53	27	63	13
70	53	28	63	14
71	54	29	64	15
72	54	30	64	16
73	55	31	65	17
74	55	32	66	18
75	56	33	68	19
76	56	34	69	20
77	57	35	70	21
78	57	36	70	22
79	58	37	71	23
80	58	38	72	24
81	59	39	73	25
82	59	40	73	25
83	60	41	74	26
84	60	42	74	26
85	61	43	75	27
86	61	44	76	27
87	61	45	77	28
88	62	46	78	28
89	62	47	79	29
90	62	48	79	29
91	63	49	80	30
92	63	50	81	30
93	63	51	82	31
94	64	52	83	31
95	64	53	84	32
96	64	54	85	32
97	65	55	86	33
98	65	56	87	33
99	65	57	87	34
100	65	58	88	34
101	66	59	89	35
102	66	60	90	35
103	66	61	91	36
104	66	62	92	36
105	67	63	93	37
106	67	64	94	37
107	67	65	95	38
108	67	66	96	38
109	68	67	97	39

110	68	67	98	39
111	68	68	99	40
112	68	68	100	40
113	69	69	101	41
114		70	102	
115		71	103	
116		72	103	
117		73	104	
118		74	106	
119		75	106	
120		75	107	
121		76	108	
122		76	109	
123		77	110	
124		78	111	
125		79	112	
126		79		
127		80		
128		80		
129		81		
130		82		
131		83		
132		84		
133		85		
134		85		
135		86		
136		86		
137		87		
138		88		
139		89		
140		90		
141		91		
142		91		
143		92		
144		92		
145		93		
146		94		
147		95		
148		96		
149		97		
150		98		
151		99		
152		100		
153		101		
154		102		
155		103		
156		104		
157		105		
158		106		
159		107		
160		107		
161		108		
162		108		
163		109		
164		110		
165		111		
166		112		
167		113		

168		114		
169		115		
170		116		
171		117		
172		118		
173		119		

備考　この表の昇格後の号給欄中「２級」等とあるのは、その者が昇格した職務の級を示す。

別表第16の２の次に次の２表を加える。

別表第16の３（第33条関係）

(1)　大学教育職給料表

職務の級	区分	管理職手当
４級	３種	106,900円
	４種	85,500円
	５種	80,200円
	６種	64,100円
	７種	53,400円
３級	３種	91,700円
	４種	73,400円
	５種	68,800円
	６種	55,000円
	７種	45,900円

(2)　高等学校教育職給料表

職務の級	区分	管理職手当
５級	５種	68,300円
	６種	54,600円
４級	６種	52,900円

(3)　中学校・小学校教育職給料表

職務の級	区分	管理職手当
５級	５種	65,100円
４級	６種	52,500円

備考

第33条第１項及び第２項に掲げる職のうち、この表に掲げられていない管理職手当を定める特段の事情があると人事委員会が認める職を占める職員に支給する管理職手当については、当該職員の属する職務の級及び当該職の区分を考慮して、次の各号に掲げる額の範囲内で人事委員会が別に定める額とする。

(1)　当該職員の属する職務の級に対応する同表の職務の級の項に、当該職の区分より一段高い区分があるときは、当該区分に係る管理職手当未満の額

(2)　当該職員の属する職務の級に対応する同表の職務の級の項に、当該職の区分より一段低い区分があるときは、当該区分に係る管理職手当を超える額

(3)　当該職員の属する職務の級より上位の職務の級に対応する同表の職務の級の項に、当該職の区分に係る管理職手当の区分があるときは、当該管理職手当未満の額

(4)　当該職員の属する職務の級より下位の職務の級に対応する同表の職務の級の項に、当該職の区分に係る管理職手当の区分があるときは、当該管理職手当を超える額

別表第16の４（第33条関係）

(1)　大学教育職給料表

職務の級	区分	管理職手当
４級	３種	81,800円
	４種	65,500円
	５種	61,400円
	６種	49,100円
	７種	40,900円
３級	３種	64,500円
	４種	51,600円
	５種	48,400円
	６種	38,700円
	７種	32,300円

(2)　高等学校教育職給料表

職務の級	区分	管理職手当
５級	５種	63,700円
	６種	51,000円
４級	６種	41,500円

(3)　中学校・小学校教育職給料表

職務の級	区分	管理職手当
５級	５種	62,200円
４級	６種	40,700円

備考

第33条第１項及び第２項に掲げる職のうち、この表に掲げられていない管理職手当を定める特段の事情があると人事委員会が認める職を占める職員に支給する管理職手当については、当該職員の属する職務の級及び当該職の区分を考慮して、次の各号に掲げる額の範囲内で人事委員会が別に定める額とする。

(1)　当該職員の属する職務の級に対応する同表の職務の級の項に、当該職の区分より一段高い区分があるときは、当該区分に係る管理職手当未満の額

(2)　当該職員の属する職務の級に対応する同表の職務の級の項に、当該職の区分より一段低い区分があるときは、当該区分に係る管理職手当を超える額

(3)　当該職員の属する職務の級より上位の職務の級に対応する同表の職務の級の項に、当該職の区分に係る管理職手当の区分があるときは、当該管理職手当未満の額

(4)　当該職員の属する職務の級より下位の職務の級に対応する同表の職務の級の項に、当該職の区分に係る管理職手当の区分があるときは、当該管理職手当を超える額

別表第17を次のように改める。

別表第17（第41条関係）

義務教育等教員特別手当表（中学校・小学校）

職員の区分	職務の級 / 号給	1　級	2　級	3　級	4　級	5　級
		円	円	円	円	円
再任用職員以外の職員	1号給から4号給まで	5,000	5,400	9,300	10,700	17,100
	5号給から8号給まで	5,200	5,700	9,700	11,100	17,500
	9号給から12号給まで	5,400	6,000	10,600	11,500	17,900
	13号給から16号給まで	5,600	6,300	11,000	12,400	18,300
	17号給から20号給まで	5,900	6,600	11,400	12,800	18,700
	21号給から24号給まで	6,200	7,000	12,200	13,200	19,000
	25号給から28号給まで	6,500	7,300	12,600	13,600	19,400
	29号給から32号給まで	6,800	7,600	13,000	14,000	19,600
	33号給から36号給まで	7,100	7,900	13,400	14,400	19,900
	37号給から40号給まで	7,400	8,300	13,800	14,800	20,200
	41号給から44号給まで	7,700	8,900	14,200	15,100	20,300
	45号給から48号給まで	8,000	9,300	14,600	15,500	20,400
	49号給から52号給まで	8,300	9,700	14,900	15,900	20,500
	53号給から56号給まで	8,600	10,500	15,400	16,300	20,600
	57号給から60号給まで	8,800	10,900	15,800	16,700	20,700
	61号給から64号給まで	9,100	11,300	16,100	17,100	
	65号給から68号給まで	9,400	12,100	16,500	17,400	
	69号給から72号給まで	9,700	12,500	16,800	17,700	
	73号給から76号給まで	9,900	12,900	17,100	18,000	
	77号給から80号給まで	10,200	13,300	17,400	18,300	
	81号給から84号給まで	10,400	13,700	17,700	18,500	
	85号給から88号給まで	10,600	14,000	17,900	18,700	
	89号給から92号給まで	10,800	14,400	18,100	18,900	
	93号給から96号給まで	11,000	14,700	18,200	19,100	
	97号給から100号給まで	11,200	15,000	18,300	19,200	
	101号給から104号給まで	11,400	15,400	18,400	19,300	
	105号給から108号給まで	11,500	15,700	18,500	19,400	
	109号給から112号給まで	11,600	16,000	18,600	19,500	
	113号給から116号給まで	11,700	16,300	18,700	19,600	
	117号給から120号給まで		16,500	18,800		
	121号給から124号給まで		16,800	18,900		
	125号給から128号給まで		17,000	19,000		
	129号給から132号給まで		17,200			
	133号給から136号給まで		17,400			
	137号給から140号給まで		17,600			
	141号給から144号給まで		17,700			
	145号給から148号給まで		17,800			
	149号給から152号給まで		17,900			
	153号給から156号給まで		18,000			
	157号給から160号給まで		18,100			
	161号給から164号給まで		18,200			
	165号給から168号給まで		18,300			
	169号給から172号給まで		18,400			
	173号給		18,500			
再任用職員		8,000	9,700	11,300	12,800	16,300

別表第18を次のように改める。

別表第18（第41条関係）

義務教育等教員特別手当表（高等学校等）

職員の区分	職務の級 / 号給	1級	2級	3級	4級	5級
		円	円	円	円	円
再任用職員以外の職員	1号給から4号給まで	5,000	5,400	9,300	12,800	17,100
	5号給から8号給まで	5,200	5,700	9,700	13,200	17,500
	9号給から12号給まで	5,400	6,000	10,600	13,600	17,900
	13号給から16号給まで	5,600	6,300	11,000	14,000	18,300
	17号給から20号給まで	5,900	6,600	11,400	14,400	18,700
	21号給から24号給まで	6,200	7,000	12,200	14,800	19,000
	25号給から28号給まで	6,500	7,300	12,600	15,100	19,400
	29号給から32号給まで	6,800	7,600	13,000	15,500	19,600
	33号給から36号給まで	7,100	7,900	13,400	15,900	19,900
	37号給から40号給まで	7,400	8,300	13,800	16,300	20,200
	41号給から44号給まで	7,700	8,900	14,200	16,700	20,300
	45号給から48号給まで	8,000	9,300	14,600	17,100	20,400
	49号給から52号給まで	8,300	9,700	14,900	17,400	20,500
	53号給から56号給まで	8,600	10,500	15,400	17,700	20,600
	57号給から60号給まで	8,800	10,900	15,800	18,000	20,700
	61号給から64号給まで	9,100	11,300	16,100	18,300	
	65号給から68号給まで	9,400	12,100	16,500	18,500	
	69号給から72号給まで	9,700	12,500	16,800	18,700	
	73号給から76号給まで	9,900	12,900	17,100	18,900	
	77号給から80号給まで	10,200	13,300	17,400	19,100	
	81号給から84号給まで	10,400	13,700	17,700	19,200	
	85号給から88号給まで	10,600	14,000	17,900	19,300	
	89号給から92号給まで	10,800	14,400	18,100	19,400	
	93号給から96号給まで	11,000	14,700	18,200	19,500	
	97号給から100号給まで	11,200	15,000	18,300		
	101号給から104号給まで	11,400	15,400	18,400		
	105号給から108号給まで	11,500	15,700	18,500		
	109号給から112号給まで	11,600	16,000	18,600		
	113号給から116号給まで	11,700	16,300	18,700		
	117号給から120号給まで	11,900	16,500	18,800		
	121号給から124号給まで	12,000	16,800	18,900		
	125号給から128号給まで	12,100	17,000			
	129号給から132号給まで	12,300	17,200			
	133号給から136号給まで	12,400	17,400			
	137号給から140号給まで	12,500	17,600			
	141号給から144号給まで	12,600	17,700			
	145号給から148号給まで	12,800	17,800			
	149号給から152号給まで	12,900	17,900			
	153号給から156号給まで	13,000	18,000			
	157号給から160号給まで	13,100	18,100			
	161号給から164号給まで	13,200	18,200			
	165号給から168号給まで	13,300	18,300			
	169号給	13,400	18,400			
再任用職員		8,000	9,700	11,300	12,800	16,300

別表第19高等学校教育職給料表中学校・小学校教育職給料表の款職務の級４級の職員の項中「４級」を「５級」に改め、同款職務の級３級の職員の項中「３級」を「４級及び３級」に改める。

（市町村立学校県費負担事務職員等の給与に関する規則の一部改正）

第３条　市町村立学校県費負担事務職員等の給与に関する規則（昭和35年兵庫県人事委員会規則第15号）の一部を次のように改正する。

第２条中「、盲学校、聾（ろう）学校又は養護学校」を「又は特別支援学校」に改める。

（職員の管理職手当に関する規則の一部改正）

第４条　職員の管理職手当に関する規則（昭和37年兵庫県人事委員会規則第９号）の一部を次のように改正する。

第２条の見出しを「（支給する職及び区分）」に改め、同条中「別表に掲げる職務を行うもの」を「別表第１に掲げる職を占めるもの」に改め、同条に次の１項を加える。

２　別表第１に掲げる職に係る手当の区分は、同表の職欄の区分に応じ、同表の区分欄に定める区分とする。ただし、職務の特殊性その他の事情により特に必要があると認めるときは、別に定める区分とすることができる。

第３条を次のように定める。

（支給額）

第３条　前条第１項に規定する職を占める職員に支給する手当の額は、当該職員に適用される給料表の別並びに当該職員の属する職務の級及び当該職に係る前条第２項の規定による区分並びに次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1)　地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の４第１項、第28条の５第１項又は第28条の６第１項若しくは第２項の規定により採用された職員（以下「再任用職員」という。）以外のもの　別表第２の管理職手当欄に定める額

(2)　再任用職員　別表第３の管理職手当欄に定める額（地方公務員法第28条の５第１項に規定する短時間勤務の職を占める職員にあつては、その額に職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成６年兵庫県条例第43号）第３条第２項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第１項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とし、その額に１円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）

別表を次のように改める。

別表（第２条、第３条関係）

管理職手当の支給範囲及び支給割合

組織名		職	区分
知事の事務部局	本庁	(1)　理事 (2)　部長 (3)　局長（行政職10級の者に限る。） (4)　観光参事 (5)　参事（行政職10級の者に限る。）	１種
		(1)　知事室長 (2)　局長（行政職10級の者を除く。） (3)　出納局長 (4)　副局長 (5)　工事検査室長	２種
		(1)　医療参事 (2)　参事（行政職９級及び医師・歯科医師職４級の者に限る。） (3)　医療指導官 (4)　課長	３種